2022年７月14日

新設分割にかかる事前開示書面

（会社法第803条第１項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項）

東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビル４階
ブランディングテクノロジー株式会社
代表取締役社長 木村　裕紀

当社は、2022年７月14日付で作成した新設分割計画に基づき、2022年10月１日（予定）を効力発生日として、当社の中核事業であるブランド事業のうち市場成長が著しい歯科医院を中心とした医療顧客へ向けた事業及びメディア運営事業が有する権利義務を、新たに設立する株式会社シンフォニカル（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

本件分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

１．新設分割計画の内容（会社法第803条第１項）

別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。

２．新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（２）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を新会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙「新設分割計画書」第５条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

３．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

４．効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社および新設分割設立会社のいずれも、本分割の効力発生日以後における資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本新設分割により当社及び新設分割設立会社が負担すべき債務の履行については、問題ないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

ブランディングテクノロジー株式会社（以下「当社」という。）は、当社の中核事業であるブランド事業のうち市場成長が著しい歯科医院を中心とした医療顧客へ向けた事業及びメディア運営事業（以下「本事業」という。）が有する権利義務を、新たに設立する株式会社シンフォニカル（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（新設会社の定款で定める事項等）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙１「株式会社シンフォニカル定款」に記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビルとする。

第 2 条（新設会社の設立時取締役及び設立時代表取締役の氏名）

１． 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。
　　取締役　澤田　祐介、野口　章

２． 新設会社の設立時代表取締役は次のとおりとする。
　　代表取締役　澤田　祐介

第 3 条（新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に関する事項）

１． 新設会社は、本件分割に際して別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。

２． 前項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、本件分割後、当社は承継する債務について一切の責任を負わない。

第 4 条（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

第 5 条（新設会社の資本金等の額）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりである。

（１）資本金の額　　5,000,000円
（２）資本準備金の額　　7,498,513円
（３）利益準備金の額　　0円

第 6 条（分割期日）
新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、2022年10月１日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第 7 条（簡易分割）
当社は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本件分割を行う。

第 8 条（競業避止義務）
当社は、分割期日後においても会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

第 9 条（事情変更）
本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第 10 条（その他の事項）
本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

以上

2022年７月14日

東京都渋谷区南平台町15番13号帝都渋谷ビル４階
ブランディングテクノロジー株式会社

代表取締役　木村　裕紀

別紙１

定　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社シンフォニカルと称し、英文では、Symfonical,Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．インターネットホームページの企画立案、開発、管理、運営およびインターネットホームページ上の店舗の商品販売、申込、取次等の運営代行ならびにコンサルテーション
２．インターネットを利用した各種情報提供サービス
３．広告業および広告代理店業
４．経営コンサルタント業務
５．インターネットのドメイン取得代行業
６．コンピュータハードウェアおよびコンピュータソフトウェアの販売
７．雑誌および商品販売促進小冊子の発行
８．音声ソフト、映像ソフトならびにコンピュータソフトの企画及び販売
９．各種イベントの企画、制作及び運営
１０．　インターネット、雑誌等を利用した広告業務、各種情報提供サービスおよび各種情報資料の収集
１１．　ホームページの売買およびその仲介
１２．　ウェブサイト（複数のインターネットのホームページが企業や組織、個人等、より大きな単位でまとめられるもの）の売買およびその仲介
１３．　ポータルサイト（インターネットを利用する際の最初に閲覧される利便性の高いホームページ）の売買およびその仲介
１４．　優良職業紹介事業
１５．　労働者派遣事業
１６．　企業の事業提携、事業譲渡、資産売買、資本参加及び合併に関する斡旋ならびに仲介

１７．　国内外の企業、不動産、有価証券その他に対する投資事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告方法）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、５万株とする。

（株式の譲渡制限）
第６条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第８条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、株主総会の決議によって特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。
２．当会社は、自己の株式の取得について会社法第１６０条１項の規定による決定をするときは、同条２項及び３項の規定を適用しない。

（株式の割当てを受ける権利等の決定）
第１０条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集要項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決

定は株主総会の決議によって定める。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第１１条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１２条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１３条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第１４条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき、同様とする。

（基準日）

第１５条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第１６条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招集手続）

第１７条 株主総会を招集するには、株主総会の日の１週間前（会社法第298条第１項第３号又は第４号に掲げる場合には２週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

２．前項の招集通知は、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

３．第１項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）

第１８条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（決議の方法）

第１９条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議等の省略）

第２０条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす

２．取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第２１条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２．前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章　取締役および代表取締役

（取締役の員数）

第２２条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２３条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２４条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び社長）

第２５条 当会社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中

から社長を１名選定する。取締役１名のみを置いた場合はその者を代表取締役とし、社長とする。

第５章　計　算

（事業年度）

第２６条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当金）

第２７条 剰余金の配当は，毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（配当金の除斥期間等）

第２８条 配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

第６章　附　則

（最初の事業年度）

第２９条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2023年３月31日までとする。

（定款に定めがない事項）

第３０条 本定款に定めがない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙２

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用及びその他権利義務は以下のとおりとする。

なお、対象資産及び対象債務の評価は、2022年６月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本新設分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で、新設会社に承継する。

１．承継する資産

流動資産　23,052,892円

固定資産　 2,498,513円

２．承継する負債

流動負債　13,052,892円

固定負債　　0円

３．承継する契約上の地位

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

４．その他

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。

５．労働契約上の権利義務

新設会社は、本件事業に従事する全ての従業員のうち、本新設分割の効力発生日において在籍しているものについては、その全員について当社から新設会社へ雇用契約を継承する。

以上